

豊後高田市週休2日工事实施要領

令和7年3月21日改正

1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、豊後高田市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

2 発注方式

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式

3 対象工事

(1) 現場閉所型週休2日制

豊後高田市が発注する工事とし、対象工事は特記仕様書（営繕工事にあつては現場説明書）に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

② 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

③ その他発注者が指定する工事

なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があつた場合には、「交替制」に変更できるものとする。

(2) 週休2日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記(1)①～③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（交替制）であることを明示する。ただし、営繕工事は除く。

なお、上記(1)①～③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制」を適用することができるものとする。

4 週休2日の定義

(1) 現場閉所型週休2日制

工事着工に先立ち4週間のうち8日以上の日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

なお、休日の形態は、次のとおりとする。

ア 港湾及び漁港の工事及び営繕以外の工事は、次のとおりとする

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾及び漁港以外の工事の場合）による

イ 港湾、漁港事業の工事は、次のとおりとする。

① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾及び漁港の工事の場合）による

ウ 営繕工事は、次のとおりとする。

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾以外の場合）による

エ 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上の日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。この場合、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

なお、休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 港湾及び漁港以外の工事は、次のとおりとする

① 4週8休：4週間のうち、休日を8日以上確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾及び漁港以外の工事の場合）による

イ 港湾及び漁港の工事は、次のとおりとする

① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

※ 休日の考え方については、別紙「週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方」（港湾及び漁港の工事の場合）による

5 実施内容

（1）受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「現場閉所型週休2日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、「週休2日交替制」により発注された上記3（1）①～③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

（2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「4 週休2日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

（3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙 表示例）。

（4）実施報告

受注者は、休日の取得状況を取りまとめ、豊後高田市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

（5）休日の変更

「現場閉所型週休2日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前6日、後1ヶ月以内に振替え

ることができるものとする。また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

6 労務費等の取り扱い

(1) 現場閉所型週休2日制

当初の予定価格から4週8休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、4週8休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

営繕工事における見積単価については、補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、次のとおりとする。

なお、港湾及び漁港の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記(ア)または(イ)を適用するものとする。

(ア) 港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの(電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む)

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

(イ) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03

(ウ) 公共建築工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

(2) 週休2日交替制

当初は週休2日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、休日の形態に応じ、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙に示す補正係数を乗じるものとする。

補正係数については、次のとおりとする。

なお、港湾及び漁港の工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、当初の主たる工種区分を有する積算基準により下記(エ)または(オ)を適用するものとする。

(エ) 港湾土木工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費
4週8休	1.04	1.03

(オ) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費（賃料）	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03

7 工事成績評価の取り扱い

上記4、5に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評価において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

本措置による評価は、令和7年度内に完成した工事までを対象とする。

8 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行し、令和6年度当初予算の議決の日以降に起案する工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年5月10日から施行し、令和6年5月15日以降に当初起案する設計書の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、令和6年7月15日以降に当初起案する設計書の工事から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行し、令和6年10月15日以降に当初起案する設計書の工事に適用する。

附 則

この要領は、令和7年3月21日から施行し、令和7年4月1日以降に当初起案する設計書の工事及び令和7年4月1日時点で契約中の工事に適用する。

別紙「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交代制
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.01	1.01

別紙「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4週8休以上	
		現場閉所	交代制
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
浸水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置		1.03	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.04	1.04
機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
浸食防止用植生マット工（養生マット工）		1.04	1.04
支承金属溶射工		1.04	1.04

耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.03	1.03
-----------------------	--	------	------

別紙「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価 補正係数
底面工		1.03
マット工	(アスファルト設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工	(水中施工)	1.03
吸出し防止工	(陸上施工、海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03

汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.04

別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1. 03	
土工事		1. 02	
地業工事		1. 02	
鉄筋工事		1. 03	
コンクリート工事		1. 03	
型枠工事		1. 03	
鉄骨工事		1. 03	
既製コンクリート		1. 02	
防水工事	市場単価	1. 02	1. 09
防水工事(シーリング)	市場単価	1. 03	1. 16
防水工事	物価資料	1. 02	
石工事		1. 02	
タイル工事		1. 02	
木工事		1. 02	
屋根及びとい		1. 02	
金属工事	市場単価	1. 02	1. 10

金属工事	物価単価	1. 02	
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1. 03	
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1. 03	1. 17
左官工事	物価資料	1. 03	
建具（ガラス）	市場単価	1. 02	1. 11
建具（シーリング）	市場単価	1. 03	1. 18
建具	物価資料	1. 02	
塗装工事	市場単価	1. 03	1. 17
塗装工事	物価資料	1. 03	
内外装工事	市場単価	1. 03	1. 14
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1. 02	1. 09
内装工事	物価資料	1. 03	
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1. 02	
ユニットその他		1. 01	
排水工事		1. 02	
舗装工事		1. 01	
植栽及び屋上緑化		1. 02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

②電気工事における補正係数

工種	摘要	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20
	フルボックス	1.02	1.15
	フルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票 (金属製)	1.02	

③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ファンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24

